

# 公 示

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 2 日

第一管区海上保安本部長

澤井 俊 (公印省略)

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名称 北海道開発局稚内開発建設部

(2) 住所 北海道稚内市末広 5 丁目 6 - 1

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区域 稚内港 (付図のとおり)

(2) 期間 令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

3 水路測量の実施方法

G N S S による測位、音響測深機による水深測定

4 航行船舶に対する安全措置

(1) 水路測量実施船は、水路業務法施行規則第 6 条に定める標識 (白紅白の燕尾旗) を掲げる。

(2) 一管区水路通報にて周知する。

